

# 本社機能の地方移転等の取り組みについて

2015年9月15日  
一般社団法人 日本経済団体連合会

## 1. はじめに

経団連では、地域経済の活性化を重要政策課題と位置づけ、2015年2月、提言「活力溢れる地方経済の実現」を取りまとめるなど、政府の取り組みを後押ししてきた。

政府においても、昨年12月の「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、地方創生関連法の改正等に取り組みされており、高く評価したい。

企業をとりまく競争環境が一段と激化していることに対応し、各社では、より競争優位性を保つため、地方拠点の拡充を含めて最適立地を進めているが、官民一体による地方創生を加速する観点から、今般、本社機能の一部地方移転等について、経済界の考え方を改めて整理した。

## 2. 本社機能の一部地方移転・地方拠点強化に向けた基本認識

人口減少下でも、地方経済の活性化を図り、活力を維持していく上では、地域の優位性を活かした中核・基幹的な産業・企業（地域のなかでも取引が集中し、地域外とも活発に取引している産業・企業）を育成・創造し、その競争力を高めるとともに、地域内の他企業・住民へと資金が循環していく産業構造を構築することが何より重要である。

そのためには、まち・ひと・しごと創生本部が提供を開始した地域経済分析システムを用いるなど、地域の産業構造を徹底的に分析して中核企業・産業を見出し、その育成を強力に推し進めていかなければならない。

経済界では、地方創生、最適な機能配置やBCP等の観点から、既に本社機能の一部地方移転を進めている。例えば、コマツやアクサ生命では、渉外や研修・福利厚生、BCP機能などの移転、東レでは研究開発施設の新設・拡充、またジェイティービーでは分社化といった具合に、地方拠点の強化が地域経済の活性化、雇用創出をもたらすケースもある。地域産業や同業者の集積状況、有力な取引先の存在などの実態を十分踏まえた上で、本社機能の一部移転、地方拠

点の強化がなされれば、地域経済に好影響を与えることも大いに期待される。

### 3. 具体的な政策のあり方

こうした動きを加速し、地方移転を検討している企業を後押しする上で、一般の地域再生法の一部改正<sup>1</sup>は、重要な第一歩である。

一方、本年6月に実施した「本社機能の地方移転に関する緊急アンケート調査」結果にも示されているとおり、各企業は、経済合理性に基づき、集積のメリットの高い魅力的な地域である首都圏を中心に、拠点等を整備しているのが実情である。

このため、最も効率的かつ機動的な拠点整備に際して、地方への本社機能の一部移転等が選択されるためには、より大胆な政策が不可欠であり、とくに、以下の2点に関して支援等が必要である。

#### (1) 産業集積地の形成－特区の活用、移転インセンティブの付与

##### **【具体的な政策】**

##### ①特区制度の活用

- ・現行制度に加え、集積を目指す産業・都市を国自ら全国に数箇所指定

##### ②税制優遇等のインセンティブ付与

- ・土地・建築物等取得にあたっての補助金交付
- ・法人税・法人事業税などの各種税制の全額免除・納税猶予（10～20年の長期）
- ・用地の賃貸料等の減免
- ・雇用促進税制・オフィス取得減税の税額控除額の引き上げ
- ・地方自治体による移転企業へのサポート支援（従業員の居住・生活面、人材確保等）

本社機能等の移転先には、市場規模が比較的大きく、ビジネス・サービス事業所および同業他社が集積している地域が選択される傾向にある。中小

<sup>1</sup> 本社機能に関して、地方拠点を拡充または東京23区から移転（いずれも東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域を対象）した場合、雇用促進税制（増加雇用者1人あたり最大80万円税額控除等）、オフィス取得減税（特別償却25%または税額控除7%）が適用される。

企業に関しては、強力な取引先・関係先の移転に随伴するケースも多い。

このような傾向を考慮した上で、地域が強みを持つ業種を選定して独自の産業集積を図り、持続的に発展するクラスターへとつなげることが鍵となる。そのためには、現行の特区制度を最大限活用し、県庁所在地など、地方の中核的な都市に、基幹的な産業・企業の集積を促していくべきである。とくに、重点化を図る観点からは、国自らが集積を目指す産業と中核都市とをセットで全国に数箇所指定することも検討に値する。

また、地方移転を促す強力なインセンティブを付与すべきである。例えば韓国では、国税で5～7年、地方税で15年の期間にわたって税額を免除するケースもあり、諸外国の優遇策を上回る制度とすることが望ましい。

具体的には、建築物等の取得にあたっての補助金交付をはじめ、10～20年程度の中長期に渡って、法人税・法人事業税などの各種税制の免除・納税猶予、用地の賃貸料等の減免、雇用促進税制・オフィス取得減税の税額控除額の拡充等の措置が不可欠である。併せて、地方自治体が移転企業の人材確保や従業員の居住・生活面をサポートするといった、ソフト面での支援も検討すべきである。

## (2) 地方分権改革の徹底－政府機関の地方移転等

### 【具体的な政策】

#### ①道州制の実現

- ・道州制実現を前提に、当面、地方支分部局への許認可権限の全面移譲

#### ②地方分権改革の徹底

- ・ビジネス展開に必要な行政手続きの地方での完結・ワンストップ化
- ・政府機関・機能の地方移転（間接部門など）

短期的な成果を求めるのではなく、むしろ本社機能や地方拠点等が地域に中長期に渡ってとどまる環境の整備に注力すべきである。そのためには、国・地方の行政システムについても、地方が自ら選択・責任・主体性をもって成長戦略を實踐できる体制、すなわち統治機構における究極の構造改革である道州制を早期に実現すべきである。

実現へのステップとして、まずは地方分権改革の徹底が急がれる。当面、地方支分部局への許認可権限を全面移譲し、企業のビジネス展開上必要な

手続きは地方においてワンストップで完結する仕組みを構築すべきである。さらに、政府自らが範を示す上でも、政府機関における間接部門などの一部機能の地方移転も実施する必要がある。

#### 4. おわりに

デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、あらゆる政策手段を総動員すべき重要な時期にある。経団連としても、地域経済の活性化に向けて、政府における施策を周知するのはもちろん、産み育てやすい環境整備を図る「子宝企業」の取り組み支援を含め、「アクションプログラム」を実行に移していく。とりわけ各社に対し、自発的な本社機能等の移転、地方拠点の拡充をはじめ、地方で展開可能な事業や拠点整備等について検討を促していく。

一方、地域に新たな人の流れを創出していく上では、首都圏に存する本社機能等にこだわらず、地域の実情に沿った機能・施設等の移転を呼び込むことが重要である。とくに、海外拠点の国内回帰、また外資系企業による投資の兆しを確実に捉え、地方の拠点整備につなげていくためにも、前述の優遇税制の対象を工場や営業所等に広げることも検討すべきである。

さらに、地方に還流した人材が定着する仕組みの構築も重要である。既に、国民各層一体となった「『そうだ、地方で暮らそう！』国民会議」において、地方移住の推進に向けた機運の醸成が進められているが、経済界としても「公益財団法人産業雇用安定センター」の活用を呼びかけ、技術・ノウハウ等を有する大企業のシニア層・OB人材と、地方の中小企業とのマッチングに協力していく。

以 上